



精神科看護管理ニュース

Vol. **10**

発行 日本精神科看護協会

2014/12/26

1 長期入院精神障がい者の地域移行に向けた次年度の主な取り組みについて

厚生労働省(精神・障害保健課)は、平成26年11月4日に開催された障害保健福祉関係主管課長会議において、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会(以下、検討会)」取りまとめを踏まえた主な取組を示しました。

その取組には今年度すでに実施されているものと、平成27年度概算要求に盛り込まれたものがあり、検討会取りまとめの項目に沿って資料に掲載されています。

そのなかで、平成27年度に予定されている新たな取組として、「長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業」があげられています。これは、検討会取りまとめで提示された地域移行方策と病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証するための事業です。具体的には、都道府県または市町村に「地域移行推進連携会議」を設置して、精神科病院からの退院に向けた支援(例:職員に対する研修実施、地域移行プログラムの実施等)や、地域生活の支援(例:事業所等へのスーパーバイザー派遣、居住先確保支援等)を行い、その効果を検証します。期待される効果としては、長期入院患者の地域移行数の増加、地域福祉事業者の活動の増加、地域で生活する精神障がい者のQOLの改善があげられています。

なお、退院意欲が喚起されない長期入院患者への地域生活に向けた段階的な支援として、病棟をグループホームとして活用する方策も、上記の事業のなかで試行的に実施し検証することになっています。詳しい資料は、協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載しています。

2 長期入院精神障がい者の地域生活への移行を促進するための、介護保険担当部局等との連携について

厚生労働省(精神・障害保健課)は、平成26年10月24日付で各都道府県精神保健福祉担当者に対し、高齢の長期入院患者の地域移行支援を促進するために、退院後の介護福祉サービス確保等に向けて、介護保険担当部局、管内市町村と連携を図るようよう事務連絡を出しました。

また同日付で、厚生労働省老健局介護保険計画課も、各都道府県介護保険事業(支援)計画担当者に対し、介護保険事業(支援)計画の策定にあたっては、障害(精神保健福祉)担当部局とも連携を図りつつ、必要な介護サービス量を見込むとともに、養護老人ホームや軽費老人ホームなどの活用も検討するよう、保険者への周知をお願いする事務連絡を出しています。

1/2

- 本ニュースは毎月1~2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

これによって、今後、都道府県と市町村が介護保険事業（支援）計画を策定する際には、それぞれの障害福祉計画のなかで見込まれている高齢の精神障がい者の退院者数等も考慮して、要介護認定者数や必要になる介護サービスの量を見込むようになります。これも、高齢化が進む精神科病院の長期入院患者の地域移行を促進させるための方策の1つです。

詳しい資料は、協会ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載しています。

3 改正精神保健福祉法の影響調査の公表について

日本精神科看護協会では、改正精神保健福祉法の施行から半年が経過した時点で、医療保護入院手続きの変更や早期退院に向けた仕組みの導入による、臨床への影響について調査を実施しました。11月末には集計・分析が終了し、報告書としてとりまとめました。調査結果の概要は以下の通りです。

なお、詳しいデータ等は協会ホームページ「会員専用資料館」にある調査報告書でご確認ください。

1) 医療保護入院手続きの変更に関する影響

- 家族同意に変更となったことで、外来部門では25%（全体の1/4）が支障や混乱が生じていると回答しているが、病棟で支障や混乱があると回答したのは約1割と少なかった。
- 病棟において、家族とのかかわりに変化が生じているのは1割程度という回答だったが、自由意見には、家族とかかわる機会が増えたなど肯定的な意見が多かった。
- 今回の法改正により、約半数（49%）の施設が、市町村同意の運用で支障や混乱が生じていると回答していた。

2) 早期退院に向けた仕組みの導入に関する影響

- 看護者が「退院後生活環境相談員」に選定されている割合は、精神療養病棟で最も高い傾向にあったが、全く選定されていないという回答（0割）が全体の約7～8割を占めた。
- 「医療保護入院者退院支援委員会」には、受け持ち看護者の5割以上が原則参加しており、勤務状況に応じての参加を合わせると、約9割が参加しているという結果であった。
- 「医療保護入院者退院支援委員会」には、患者本人と患者家族は9割近くが参加したことがあるという回答だった。一方、地域援助事業者の参加は約6割であるという回答だった。

3) 地域援助事業者等の紹介について

- 法改正後の約半年間で、地域援助事業者等の紹介ケースが増えたと回答した施設は、全体のなかで14%という少ない結果だった。

- 本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034